

平成29年度第1回

逗子市情報公開運営審議会

平成29年6月6日（火）

逗子市総務部情報政策課

平成29年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 平成29年6月6日(火)
午後1時30分～3時30分
場 所 逗子市役所5階 第4会議室

議 題

- (1) 正副会長の互選
- (2) 逗子市の情報公開制度の特徴について
- (3) 平成28年度情報公開制度の運用状況について(報告)
- (4) その他

出 席 委 員 (7名)

会 長	関 根 進 悟
副 会 長	神 田 愛 子
委 員	栄 田 美 子
委 員	稲 葉 大 策
委 員	鈴 木 良 太
委 員	島 田 達 巳
委 員	小 沢 弘 子

欠 席 委 員 (0名)

事務局等出席者

逗 子 市 長	平 井 竜 一
総 務 部 長	福 井 昌 雄
総 務 部 次 長	梅 津 敏 郎
情 報 政 策 課 長 担 当 課	矢 島 小 百 合

情報政策課	内田典久
係長	
情報政策課	鈴木明彦
主事	
情報政策課	大槻花子
非常勤	
事務員	

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 1名

配付資料

1. 平成29年度第1回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 逗子市情報公開運営審議会委員名簿（第14期）
3. 資料 逗子市の情報公開制度の特徴
4. 資料 平成28年度情報公開制度の運用状況
5. 資料 平成28年度会議の公開状況等調べ
6. 資料 逗子の未来協議会レポート（平成29年5月）

午後 1時30分開会

○矢島情報政策課担当課長 それでは、ただいまから逗子市情報公開運営審議会委員の皆様には市長から委嘱状の交付をさせていただきます。今回の任期は、制度ができてから第14期目に当たりますが、平成29年4月28日から平成31年4月27日までの2年間となります。

それでは、市長が順番に皆様のお席に回り、お名前をお呼びしますので、委嘱状をお受け取りください。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○矢島情報政策課担当課長 神田愛子様。

栄田美子様。

関根進悟様。

稲葉大策様。

鈴木良太様。

島田達巳様。

小沢弘子様。

ありがとうございました。

それでは、市長から一言ご挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

○平井市長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、情報公開運営審議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。今皆様に委嘱状をお渡しいたしました。2年間、ぜひよろしくお願いいたします。

情報公開制度、逗子市は平成3年度にスタートして、本当にもう27年ということで歴史があるわけですがけれども、皆さんも御承知のとおり、連日のように国会のほうでは加計学園の許可をめぐるの、メールでいろんな圧力がかったんじゃないかとか言われていて、情報公開のあり方というのは非常に今注目をされているわけですがけれども、翻って逗子市はあんなことあり得ないという。メールであっても公開対象に当然なるわけですし、もし行政側があれを出しません、探しませんなんて言った日には、それはここにいらっしゃるオンブズマンの先生初め皆さんのこの審議会の中での的確に調査、そして問題があれば勧告、そして公開をしろという、そういう裁断が下されるわけなので、まさに第三者

機関としての重要性というものは、本当にこの情報公開に至っての必要性、重要性というのは改めて認識するところかなというふうに思っております。

その意味でも国の制度というのは30年おくれておるなと言ってもいいかなと改めて思うわけですが、その意味で、ぜひ皆さんがこの逗子市の情報公開制度というものをより一層適正に運営いただくための審議会として、常日ごろからしっかりと行政をチェックし、そして時々私も勧告をもらうこともありますので、それはチェック機能が働いているという証左でありますから、ぜひともそういった分を皆さんの目でしっかりとチェックをし、そしてこの制度の適正な運用を支えていただきたいなと願っているところでございます。

いろんな課題、当然時代とともにあります。電子媒体での記録の仕方、あるいはその開示の仕方、あるいは近年、防犯カメラも設置が進んできて、当然この市役所にも防犯カメラというのは設置されて、それは録画されているわけですが、もしその公開請求があったときにどう対応するのかと。その辺は、個人情報の問題とかいろんな課題が時代とともに当然生まれています。

個人情報の保護というのはもちろん非常に重要な課題で、これは本当に常々緊張感を持って私たちは運用しなければいけないわけですが、時にいろんな課題・問題点が起こるケースも人間がやる以上あります。そういった意味では、個人情報保護の審議会ともども、ぜひ皆様にはしっかりとチェックいただいて、本当にこの逗子市の情報公開制度が、今でも日本一だと自負しておりますけれども、さらに発展することをこれからお願い申し上げて、私の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

ありがとうございます。拍手されること余りないので。

○矢島情報政策課担当課長 次に、総務部長と総務部次長から御挨拶をさせていただきます。

○福井総務部長 総務部長の福井と申します。よろしく願いいたします。

○梅津総務部次長 総務部の梅津でございます。総務と情報政策を担当させていただきながら、経営企画部のほうでは情報発信担当部署を見ております。どうぞよろしく願いします。

○矢島情報政策課担当課長 申しわけございませんが、市長と総務部長は所用がございましたので、これにて退席をさせていただきます。

○平井市長 どうぞ、皆さん、よろしくお願いします。

(市長、部長退席)

○矢島情報政策課担当課長 これから会議を始めますが、本日は傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、今呼びいたしますので、お待ちください。

(傍聴人入室)

○矢島情報政策課担当課長 では、座って失礼させていただきます。

改めまして、情報政策課担当課長の矢島です。よろしくお願いいたします。

このたびの機構改革で従前の情報公開課が情報政策課に統合されまして、情報政策課情報公開係となりましたが、今までと同様、情報公開と個人情報保護に関する事務を行っています。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、情報政策課情報公開係の職員を紹介させていただきます。

情報公開係長の内田です。

○内田情報政策課係長 内田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 奥におります審議会の庶務を担当します鈴木です。

○鈴木情報政策課主事 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、委員全員のうち半数以上の御出席がありますので、第1回情報公開運営審議会を開催させていただきます。

お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○矢島情報政策課担当課長 それでは、本日は新しい任期が始まって初めての会議です。新たな委員さんもいらっしゃいますので、委員の皆様からも自己紹介をお願いいたします。

恐れ入りますが、神田委員から順にお願いいたします。

○神田委員 神田愛子と申します。よろしくお願いいたします。期としては皆様の中で一番長い4期目になるのですが、長い分だけ役に立っているかどうかは少々微妙です。

家事と育児に追われている中で、何か社会の接点を持ちたくて、この委員に応募させていただきました。当初は、何もわからないままのスタートだったんですけども、先ほど市長からお話もありましたように、この逗子市というのは情報公開の制度が非常に進んでいて、全国の中でも非常に

進んでいてというところで、今月の「広報ずし」にも情報公開制度の運用状況が載っていましたがけれども、1年間でたくさんの情報公開請求がなされていて、そのほとんどがやはり公開されている、やっぱり進んでいるなというところをそういうところからも知ることができていて、そういったところの一部にでも仕事として携われていることに非常に喜びと、あとは達成感なども少々感じている次第です。

また新たな2年間が始まります。いろいろと御指導、御教示のほどよろしくお願ひいたします。

○**栄田委員** 栄田美子と申します。よろしくお願ひいたします。

生まれも育ちもずっと逗子です。大学2年生と中学3年生の男の子がおりますので、逗子市の教育関係とかも、また情報公開関係も興味がありまして、この会議に参加いたしました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○**関根委員** 関根進悟です。よろしくお願ひします。

昨年のここの会の一番最初に出たときにお話しさせていただいたんですけれども、私、逗子に来てまだ2年半ぐらいなんですね。実は、逗子に来たきっかけというのが、電車の中に携帯電話を忘れてきまして、それでそのままこっちまでとりに来させられて、逗子駅をおりてすごく気持ちいいところだなということで、逗子に住もうかなということを決心し、土地を探して家を建てて住み始めたということです。

私は、ことし50になりますが、20代、30代のころであれば全く考えなかったこと、例えば行政に参加するとか政治に参加するというのは興味もなかったし、関係ないと思っていました。さすがにこの年になってくると、だんだん自分の好きなまちというものを何らかの形で守りたいとか変えたいとか、そういった気持ちが生まれてきました。特にこの情報公開制度という部分に関しては、先ほどは平井市長からお話があったと思いますが、ある種、民主主義の根幹に当たる部分だと思うので、まずは最初の一步としてこの審議会でも何らかの活動ができればなという思いがあり、2期目を始めさせていただきました。よろしくお願ひします。

○**稲葉委員** 稲葉大策と申します。

逗子に住みまして40年ぐらいしかたっていない。まあそのぐらいになる。

私は、東京から移ってきたんですけれども、子供は久木小学校、久木中学校とずっとこちらで育ちました。前、久木で現在は沼間に住んでおります。新任でございまして、わかりにくいことがいろいろあります。いろいろ御教示いただけたらと思っております。よろしくどうぞ。

○鈴木委員 鈴木良太と申します。

私も、生まれも育ちも逗子で、逗子小、久中コースです。リタイア生活2年目に入ったものですから、少し活動の幅を広げてみようかなと思ひまして応募しました。1期目ですので、よろしくお願いいたします。

○島田委員 島田と申します。今回2期目でございます。

私と逗子とのかかわりは、そうですね、大分前なんですけれども、富野市長時代ですね。富野市長とその次の時代に個人情報保護審議会委員をやっておりました。たまたま葉桜に8年間ぐらい住んでいるときがございました。その後、関西の大学に移りまして、辞任しておりましたが、今回再びお手伝いさせていただくということになりました。

現在、研究者はリタイアはしておりますけれども、町田市の個人情報保護審議会委員を、職務代理を長い間担当、現在もしているということでございます。よろしくお願い致します。

○小沢委員 新任の小沢弘子と申します。

私、逗子のほうでは2011年から情報公開審査委員、先ほど市長のほうからオンブズマンというふうにご紹介いただきましたけれども、情報公開審査委員と個人情報保護委員というのをしています。

この2つは、それぞれ市民の方から何らかの不服申し立てとか、ここおかしいんじゃないかというふうなお申し出があったときに、それを調査してお答えするというのがメインの仕事なんですけれども、今回ここは今度は別の仕事ということで、私はすみません、逗子市民ではなく隣の鎌倉に住んでいるんですけれども、鎌倉ですとか他の市町村などで市民として情報公開請求する側というのも何度か経験していて、そういうところだと、工夫してとてもよくやって対応してくださっているなと感じることと、もうちょっと何とかというふうを感じることの両方があるって、そういう経験も踏まえながら、ここでは情報公開請求制度を使う側としての意見も言えたらなということで楽しみにしております。

す。よろしく申し上げます。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

それでは、最初の議題、情報公開運営審議会正副会長の互選についてでございます。

ハンドブック39ページをお開きください。

運営審議会規則第2条第1項の規定によりまして、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める」ということになっております。どなたか自薦、他薦、いかがでしょうか。なかなか前回も決まらなかった経緯があるんですけれども。

○稲葉委員 事務局で私案をお持ちだったら御披露いただきたいと思います。

○矢島情報政策課担当課長 ぜひとも、前回ちょっと決まらない部分があったんですけれども、市民委員の方の中でどなたか出ていただければというのがあったんですね。御経験の浅い方でなく、経験者の中でもしよろしかったらということ。

○神田委員 先ほどちょっと3人で話をさせていただきまして、関根さんが会長をしてくださるということで、そんな話がまとまっております。

○矢島情報政策課担当課長 関根委員が会長にということで今御意見があったんですけれども、ほかに。

○小沢委員 ぜひお願いします。

○栄田委員 副にお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 副会長のほうで。そうしましたら、第2期目の関根委員が会長ということで、4期目の神田委員を副会長にという御意見がありますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

○小沢委員 賛成です。

○稲葉委員 結構です。

○矢島情報政策課担当課長 よろしいでしょうか。

それでは、関根委員を会長に、神田委員を副会長にということでお願いいたします。

会長、副会長が決まりましたので、この後の議事運営につきましては会長にお願いしたいと思います。会長、席の移動のほうを。

(関根会長、会長席に移動)

○**関根会長** ただいま会長の職を仰せつかりました関根進悟と申します。よろしくお願ひします。

まだ逗子に住んで2年半ということで、非常にこういうところにいいのかなとは思っていますが、精いっぱい頑張りますので、よろしくお願ひします。

それで、先ほど平井市長のほうからもいろいろお話があったところと重複しますが、最近、テレビとか新聞を見ている、なかなか行政と政治というのがうまく分離していないなと思っており、本来であれば三権分立なので、きちんと分かれるべきであるのですが、どうしても行政というものが政治のほうに向いているということで、ああいった国会のどたばた劇が起きているのだらうなと思います。

実際、僕はもう政党色が全くない人間ですので、その辺はすごくフランクなのです。この逗子の情報公開運営審議会というのは、これからの逗子を支えていく上で非常に重要な位置づけにあるのだらうな。この情報公開運営審議会が、やはりそういった情報公開をしないという、そういうことをさせないという、そういった仕組みづくりというものを今後もやっていかないと、10年、20年後の逗子というのはなくなるのでは。

今は非常にうまく機能していると思うのですが、新しく生まれてくる子供ですとか、それから将来に向けた若者のためにも、この逗子の基本の部分になると思いますので、ここにいる方でいろいろお話しできたらと思います。ぜひよろしくお願ひします。

あと、副会長の神田委員のほうから一言御挨拶のほう、先ほど大分長い御挨拶をしていただきましたけれども、もう一度お願ひします。

○**神田副会長** 神田です。よろしくお願ひいたします。

○**関根会長** 大丈夫ですか。

○**神田副会長** はい。

○**関根会長** 実は私も、今少し偉そうに言っているんですけども、よく意味がわからない状態でここに参加してきました。本日2名、新しい方が、鈴木さんと、稲葉さんが参加していると思いますが、当然最初ですから、よく仕組みがわからないでしょうし、それから何言っているかわからないという部分もある

と思います。この会は何でも言ってもらって構わないと思います。もちろんこの議事録というのはホームページ上で公開されていますが、それを何か気にしていたら多分この委員って務まらないと思いますので、ここは何でも言っちゃいましょう。

さっき、平井市長から勧告というものが時々出ていたというお話だったんですけども、この2年間に関しては勧告というものは一切出ていないので、勧告を出す出さないは別として、勧告を何個か出すぐらいのつもりで進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、議事を進めたいと思います。

議題2の逗子市の情報公開制度の特徴についてを議題といたします。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長　それでは、逗子市の情報公開制度の特徴ということで、新しい委員になられた方もいらっしゃいますので、資料に基づきまして簡単に御説明させていただきます。

再任の委員の方には2年前と同じ資料、内容となりますが、少しお時間をいただければと思います。

先ほど市長、会長の御挨拶のほうでも触れていただきましたけれども、逗子市の情報公開制度は平成3年にスタートしまして、ことしで27年目の歴史のあるものです。逗子市の情報公開制度は、昭和61年の情報公開制度検討懇話会から平成3年の条例施行に至るまで、市民、学者、職員が一体となつてつくり上げた市民参加による草分け的な制度です。

国の行政機関の情報公開に関する法律、情報公開法は平成13年に施行されましたが、地方公共団体が先駆的に情報公開制度を導入し、情報公開を進めてきたこと、そして地方分権の流れの中でなるべく地方の事柄は地方に任せておくことが望ましいことから、法律によって地方公共団体に情報公開を一律に定めないこととしました。それぞれにおいて定める情報公開条例の規定に基づきまして、各地方公共団体の情報公開制度は運用されております。

ですので、例えば逗子市では誰でも情報公開請求ができるとされていますけれども、市民等に限定している市もあります。また、請求から開示までの期間も逗子市では7日以内ということになっておりますけれども、他市では14日以

内など、それぞれ条例で定めた期間で異なっております。

では、お配りしました資料をごらんください。

まず、1条の条例の目的は、市民の知る権利を制度的に保障して開かれた市政の実現を図ることです。先ほどのこちらですね、ブルーのハンドブックの解釈運用基準にはもっと詳しく書いておりますけれども、市民は市の情報について公開する権利が認められ、同時に市にはその情報の原則公開を義務づけることにより開かれた市政の実現を図るというものです。

それから、2番目の第2条の基本原則になりますけれども、第1号から第5号までが規定されております。

1番目、第1号は、情報公開をするだけでなく情報提供を推進していく、積極的に市から情報を出していくというものです。

それから2番目、第2号が公開原則になります。公開することを原則として非公開とすることができる情報は必要最小限にとどめなければならないということです。

それから3番目、第3号は個人情報の保護です。原則公開といっても個人情報は適切に保護しなければなりません。知る権利の裏側の権利としてプライバシーの保護がありますので、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をするということです。

それから4番目、第4号は、わかりやすく利用しやすい制度に努めるということです。どんなに制度がよくても、市民にわかりにくく利用しにくい制度ではいけないということです。

それから5番目、第5号は、公正かつ迅速な救済の保障がされることです。逗子市は、独自の救済機関として独任制の情報公開審査委員3名が置かれています。これは、後ほど9で再度御説明させていただきますが、先ほどオンブズマンのお話がありましたけれども、小沢委員がこちらの情報公開審査委員ということで活躍されております。

それから、3の定義、第3条になりますけれども、条例において情報とは何かと規定されております。情報とは、まず1つ目として、実施機関の職員が、こちら市役所の全職員、常勤も非常勤も再任用も含めた全職員になります。2つ目としては、職務上作成し、または取得した、3つ目、文書。こちら文書と

書いてありますけれども、こちらには磁気テープ、フィルム、そういうものも含まれます。そちらに記録され、4つ目、実施機関が現に保存または保管しているものということになります。例えば、保存期間を終了して廃棄になった文書については含まれないということです。

それから4ですね、第4条になりますけれども、情報の公開を請求する権利が規定されております。どういう人がこの逗子市の条例に基づいて情報公開請求ができるのかということで、逗子市では逗子市民に限定せず何人も請求できるとされています。未成年者、外国人も請求可能となっております。この条例ができた際には、全国でもまれな規定と聞いております。

それから、5番目の情報の公開義務ということで、まず5条になりますが、先ほども基本原則で出てきましたけれども、第1項で原則公開が規定されております。

それから(2)、第2項では、それでも個人情報を含むもの等、非公開とすることができる情報が定められております。1つ目、1号が個人に関する情報、それから2つ目、第2号が法人情報、3つ目、第3号が市が実施する事務または事務事業のうちア、意思決定過程情報ですね。こちら、ハンドブックの76ページに書いてありますけれども、未成熟な情報であって公開することによって意思決定が妨げられるものなどです。

それから、イの市の機関等における協力維持関係情報ですが、市の機関、国、県も含まれますが、それぞれの協議に関する情報など微妙な情報を公開することによって協力関係が保てなくなるおそれがあるものが対象となっております。こちらは、ハンドブック79ページに細かく書かれております。

それからウ、事務・事業の実施に関する情報ですが、事務・事業の中には、その性質、目的から見て、執行前あるいは執行過程で情報を公開することによって、その目的を失ってしまったり、公正、円滑な執行を著しく妨げるものがあるので非公開情報とするもので、こちらはハンドブック82ページに記載されております。

それから、エの犯罪誘発情報、こちらはハンドブック85ページになります。逗子市はほとんど対象がないのではないかと思いますけれども、例えば化学工場の図面、警備計画など、公開されることによって犯罪を誘発するおそれがある

るものです。

それから4つ目、第4号は法令秘情報、こちら法令等で公開が禁じられているものです。

それから、(3)は第8条、存否に関する応答拒否の規定になりますが、これは平成26年度に改正され、規定されたものです。公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報のうち個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものを公開することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができるという規定です。

情報の内容によりましては、情報が存在しているか否かを答えるだけで特定の個人情報事実上公開される場合があります。例えば、特定個人の法律相談申込書類と請求が来た場合、あるかないかを答えるだけでその人が法律相談をしていることがわかってしまうというような例があります。ですので、こちらのほうは相談時、請求時、請求受け付け時の対応にも注意しなければなりません。

それから次に、6、第9条になりますけれども、公開請求の手続の方法として原則は窓口請求となります。窓口に来て請求書を書いていただくこととなります。また、情報機器の進化によりまして、その他の方法として、従来の郵便に加えてファクス、インターネットもできることとしています。

インターネットにつきましては、平成16年度から始めていまして、一時、窓口請求とインターネット請求が逆転するのではないかとと思われるほどの動きがあったと聞いております。インターネット請求につきましては、現在要領で運用となっております。平成25年4月1日、市ホームページのリニューアルに伴いまして、インターネット請求等が電子申請届け出システムに移行しまして、請求には利用者のID取得が必要となっております。

後ほどまた御報告したいと思っておりますけれども、逗子市インターネットによる公開請求及び情報公開に関する事務取扱要領を改正しまして、平成29年3月請求分から、10MBを超える情報についてもホームページに掲載することによりまして開示することができるようになりました。こちら、要領につきましては、ハンドブックの161ページと162ページに載っておりますけれども、こちら改正

前のものが載っていきまして、ちょっと見にくくなっておりますが、また後ほど御説明させていただきます。

それから、7の一定期間経過後の情報の公表、第6条の2ですが、こちらは平成18年に条例改正がされて追加になったものです。こちらにつきましては、一旦非公開にしたもの、例えば先ほどの非公開理由により非公開としたものについて、20年たったら一度見直しをしようというもので、見直しをして公表できるものであれば公表していく。個人情報該当部分についてもその時点でも公表できないようであれば、10年ごとに見直しをして、50年後まで公表の可否を見直すという規定です。

(1) 第1項が個人情報該当部分、(2) 第2項が法人情報、行政運営情報、法令秘情報該当部分の対応となっております。この条例につきましては、実際にまだ運用を、実際に20年たった部分がないので、運用の実態がないんですけども、原本の保存ということで保存管理の徹底についてが課題となっております。

それから、8番目、第10条の公開するかどうかの決定になりますが、先ほども申し上げましたが、情報公開の請求日から起算して7日以内に決定をします。請求日から起算しますので、例えば月曜日に請求を受けると7日目というのはちょうど日曜日になりますので、実質金曜日には決定をしなければならないため、かなり職員のほうはハードなスケジュールとなっております。また、年末年始、ゴールデンウィークなどは延長せざるを得ない状況になることもございます。延長の場合は文書通知を行わなければならないとされていますので、そちらで運用されております。

それから、9番目の情報公開審査委員、こちら第15条になりますがけれども、先ほどの基本原則で触れましたけれども、逗子市では非公開決定等に係る不服や相談を直接受け付け処理をする簡易迅速な独任制の救済機関、オンブズマンですね、として現在3名の情報公開審査委員がおります。現在は、皆さん弁護士の方で個人情報保護委員も兼ねていただいています。小沢委員もそのお一人でいらっしゃいます。

情報公開請求に対しまして非公開等の決定が出て、その決定に対して不服がある場合、いわゆる行政処分についての不服がある場合の一般的な制度としま

しては、行政不服審査法による審査請求という制度があります。また、行政事件訴訟法による取消訴訟になりますが、こちらは裁判所が判断することになります。裁判となった場合は、行政事件の場合は時間がかかるということで、迅速な救済ができないというような点があります。

このような点を考慮しまして、逗子市では情報公開審査委員という第三者機関として独自の救済機関を設けているものです。不服に対しまして公正かつ迅速な救済をする第三者機関の設置につきましては、先ほどお話ししました制度が始まる前の検討会等において強く求められた経緯があり、他市にはない独自の救済機関となっております。迅速な救済保障のために担当委員による申し出者との面談、関係機関からの事情聴取、処理結果、勧告、意見表明、不服申し出者に対する処理結果通知も委員が直接行っておりまして、不服申し出から30日以内に結論を出しております。

独任制ということですが、勧告の必要がないと判断した場合や重要案件の場合は合議することができるかとされておりまして、現在は全て合議をしまして結論を出しております。

また、非公開とされた情報そのものを見て判断ができるなどの調査権があること、不存在の場合、必要と認めたときは新たな文書作成等の意見を述べるができること、また、情報公開や公表等に関する苦情相談に応じて、実施機関に対し助言することができるなどの特徴があります。

他市では、情報公開条例や個人情報保護条例で情報公開、自己情報開示請求に関する審査請求について、審査会等で対応するという規定を設けまして実施しているところがほとんどだと思いますけれども、逗子市は独自にこちらの救済機関というのを設けておりますので、他市とはちょっと違っているところで

次に、10の情報公開運営審議会、第16条になりますけれども、こちらが本審議会について規定されたものになります。こちら、ハンドブック137ページになります。順に読ませていただきます。

第1項ですが、「この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、逗子市情報公開運営審議会を置く」と規定されております。

第2項は、「審議会は、この条例による情報公開制度の改善その他重要事項

につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する」ということで、情報公開制度の運営、改善等に関し、実施機関の諮問に応じ答申、またみずから調査審議し、意見を建議する権限を持っております。

第3項、「審議会は、委員7名以内をもって組織する」とされています。現在、委員は7名です。

それから第4項、「審議会の委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する」とされています。前回の委嘱、平成27年度から市民の方が5名、学識の方が2名となりましたが、平成27年度から学識が1名ふえて7名という体制になっております。

それから第5項、「審議会の委員は、審査委員を兼ねることができる」ということで、審査委員が1名、学識経験者として兼ねております。

それから第6項、「委員の任期は2年とし、その再任を妨げない」ということで、今回は市民委員、4期目の方が1名、3期目の方が1名、2期目の方が1名、1期目の方が2名、学識経験者の2期目の方が1名、1期目の方が1名という構成になっております。

それから第7項は、その他必要なことは市長が別に定めるとされていますが、この審議会に関しては、先ほど開いていただきましたハンドブック39ページになりますけれども、逗子市情報公開運営審議会規則で定めております。会長、副会長の互選や半数以上の出席がなければ会議を開くことができないことなど定められております。合議体で運営されることもそちらで規定されております。

それから、11の情報の管理等ということですが、第18条になりますが、情報公開制度の実効性を担保するために置かれているものです。情報を適正に管理すること、そして文書目録の作成・閲覧を義務づけております。現在は文書管理システムが導入されておりますので、そちらからのデータを加工し、閲覧が情報公開関係、情報広場で閲覧ができるようになっております。

それから、(3)の第3項の一定期間経過後の非公開情報につきましては、先ほど7で御説明させていただきました第6条の2に関し、情報の原本の保存を義務づけるものです。

それから、12の会議の公開、第20条になりますが、まず審議会等の会議は公開です。ただし書きで非公開が示されていますが、原則公開となっております。

また、庁内会議も公開に努めるものとされております。まず、会議の事前公表の徹底ということで、広報紙はもちろん各所管でのホームページへの掲載、またイベントカレンダーへのリンクづけに漏れがないかを確認するよう、情報公開係からも定期的に所管に連絡をしております。

次に、ハンドブック148ページになりますけれども、運用の中で（４）、（５）と書いてある、下のほうになりますけれども、傍聴者の範囲、傍聴者名簿等の記載について規定しております。傍聴者名簿の記載を求めることは、傍聴者の氏名や住所など個人情報を収集することになるので、逗子市個人情報保護条例第8条第1項で規定されている範囲を超えて記載を求めることはできません。また、会議録の作成については、ちょっと先ほど話題にもなっておりましたけれども、会議録の作成に関する指針、こちらはハンドブックの163ページになりますが、会議録の作成に関する指針を定めております。

それから、最後になりますけれども、情報公開の請求についての流れとなります。情報公開請求書は第1号様式ですけれども、皆さん請求をしたことがあるかどうかなんです、まずはハンドブック16ページに情報公開請求書が、第1号様式があります。そちらを受けまして7日以内に決定をしなければなりません。延長の場合には第2号様式で通知をします。17ページですね。全部公開の場合は第3号様式、一部公開の場合は第4号様式、19ページですね。それから、非公開の場合は第5号様式で21ページになります。それから、情報不存在の場合は第6号様式、情報存否応答拒否の場合には第7号様式が決定通知書となります。第4号様式から第7号様式には、「なお、この処分に対しては逗子市情報公開条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起をすることができます」と教示しております。

ハンドブック20ページの米印の教示文は第4号様式から第7号様式の裏面に記載しております。先ほど御説明しました逗子市情報公開審査委員に対しての不服の申出が1、行政不服審査法に基づく審査請求が2、行政事件訴訟法による訴えが3となっております。

それから、ハンドブックのフローチャートになりますけれども、一番下の、168ページから169ページが情報公開請求から公開までの流れになっております。ちょっとこちら、まだ新しくなっていないので、課名が情報公開課になってい

ますが、そちらが情報政策課になりまして、課長のところが情報政策課担当課長になるような形になっております。

雑駁ではございますけれども、逗子市の情報公開制度の特徴ということで説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**関根会長** ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問とかありますでしょうか。何でも構わないですが。

それでは、私のほうから質問ですが、第6条の2というか、第5条第2項第1号のところで「非公開された年度の初年度から」というところがありますよね。20年経過後に1年間公表とか。これは、50年超えた場合というのは今のところ原則全部公開ということでよろしいんですか。

○**矢島情報政策課担当課長** 50年を超えても、6条の2。93ページ、ハンドブックのほうですが、真ん中、公表の内容ということで(2)でアで個人情報、第1項関係がありまして、もっとも20年ないし50年を経過した情報であっても、単に時間の経過だけで個人情報保護の必要性がすべて一様に減少するわけではないということで、50年たってもそのときに公表できない情報というのはあると思います。まだちょっと実際に50年たっていないので、なかなか。

個別具体的な判断で、まだこちらのほうもそれぞれ一番下の場合、公表しない場合の措置ということで、93ページの一番下に書いてあるのですけれども、公表を実施しないと判断した場合には、公表しない情報、その理由を情報公開審査委員に報告しなければならないということですので、そちらもそういう決定をした場合は審査委員に御報告をして、また場合によっては公表すべきだという御意見をいただく場合もあるのではないかと思いますけれども、実際にまだ運用が始まっていないので、ちょっと次世代の職員に引き継いでいくような形になってくると思います。

○**関根会長** ちなみに、この逗子市の場合、例えばこういう議事録やいろんな資料があると思いますが、会議とかが終わった時点で、「これは公表する」、「しない」というふうに判断しているのですか。それとも、例えば公開情報の請求があってからその都度判断しているという形ですか。

○**矢島情報政策課担当課長** 基本的には会議録ということでよろしいですか。

- 関根会長** いろいろなものを含めてですが。
- 矢島情報政策課担当課長** 会議でも非公開情報について触れている場合もありますので、あと個人の名前が出る場合もありますので、全ての会議録が全部公開になっているわけではないですけれども。終わって、その時点で積極的に会議録をホームページに出しているものもあります。係長のほうから何かありますか。
- 内田情報政策課係長** 個人情報保護運営審議会ですと、議題によっては非公開になる場合もあります。その場合は、当然そこの部分の議事録も削除した状態で、ほかの部分だけホームページで公開しているというようなことになります。
- 矢島情報政策課担当課長** これ、ちょっと後ほど資料のほうで会議録のことについては何かないですか。ないですね。ですので、つい最近もあったんですけども、何々審査会の会議録ということでホームページには載っていないものがあります。それは情報公開請求をいただいて、所管のほうで再度議事録を確認しまして、全部公開になるのか一部公開になるのか公開できないのかというような形で決定になっていくと思います。
- 関根会長** わかりました。
ほかに何かございませんか。
- 鈴木委員** 20年経過後の情報はないというお話だったですね。非公開になった、20年経過するものはまだないということですか。
- 矢島情報政策課担当課長** この規定ができてからまだ20年たっていないので、この規定を運用した情報はということです。ですので……
- 鈴木委員** 27年間やっているけれども、最初の7年間はなかったということなんです、該当する情報は。
- 矢島情報政策課担当課長** この規定がなかったので、そちらのほうは該当にならないということで、この18年以降の公開請求があった部分の一部公開や非公開になった部分ですね。そちらのほうの情報について、きちんと情報のほうを保管しておくということで対応しております。
- 鈴木委員** あともう1点。平成2年にスタートしたということで、自治体の中では早いほうだったんですか。
- 矢島情報政策課担当課長** 平成3年というところで早かったと思います。

○鈴木委員 逗子市として何かトリガーがあってこういうものを設けたんですか。

○矢島情報政策課担当課長 多分、市民の方の意識がかなり高い方がお集まりになっていたと思いますけれども。

○小沢委員 行政の中で一番早いのは神奈川県は実は2番目なんですけれども、神奈川県が昭和57年ですけれどもね。それで、神奈川県がかなりいろいろ調査をして制度をつくるという中で、やっぱり県内の自治体にも影響力があって、そのころに制定の準備を始めたところは多いようなんですけれども。

○鈴木委員 わかりました。

○関根会長 あとほかは。

○稲葉委員 逗子市に特定暴力団みたいなのに指定された組織の下部組織みたいなものはあるんですか。

○矢島情報政策課担当課長 ちょっとそれはわかりません。

○稲葉委員 例えば、そういう人から請求を受けたときとかいうような、情報公開を求められたときとかいうような対応はどうされるのかと思って。

○小沢委員 そもそも、窓口で構成員かどうかの情報を持っていらっしやらないので、区別ができないのと、あと、すみません、暴力団排除法って、例えば一定の銀行口座をつくるときはチェックしなきゃいけないとかありましたけれども、こういうのにも妥当するのかがどうかがちょっとわからないんですけれども。

○関根会長 確かに私も去年、おとし出していたときに、明らかに業者にみえる方がいろいろな資料の提出を求める機会というのがありました。それに関して、本当に市のほうがここまで公開する必要があるのかなのかというのには僕も疑問を感じていて、投げかけた経緯はあります。確かに、質問のあったケースというのは今後想定されるだろうし、この辺に関しては今後考えていく必要性はあるかもしれません。ただ、この逗子市の情報公開というのが、情報の公開をする市民の方にプレッシャーをかけるようなことはしないという形になっており、何で開示するかという理由は聞かないわけです。それをしてしまうと、公開請求がしにくくなってしまいます。ここは何か非常にわかる部分でもありますが、公開請求した人の住所とか名前はわかるのですか。

○矢島情報政策課担当課長 お書きはいただきますけれども、それについて公表するという事はないですが。

- 関根会長** それは例えば免許証ですか。
- 矢島情報政策課担当課長** ないです。はい。自己情報の開示請求、個人情報保護条例のほうのそちらは御本人確認というのはしますけれども、情報公開請求に当たっては、会社でなさるところも、法人の場合もありますし、その住所を確認するという事はないです。
- 関根会長** 情報公開請求で個人の住所や電話番号とかが公開されるわけではないという前提があるということですね。
- 矢島情報政策課担当課長** はい。非公開の情報はそうです。
- 稲葉委員** 個人でなくて公の営業しているお店なんかとかそういうことはどうなんですか。
- 矢島情報政策課担当課長** 法人情報ということで、情報の中の個人情報という形での検討はしております。5条の中で非公開にする情報として個人情報がありますので、その中で出せない情報もあります。全て全部公開ということではないですけれども、積極的に公開をしていくという姿勢は後退できないです。一方で、オープンデータとか情報を積極的に情報発信していくという部分もありますので。
- 内田情報政策課係長** 基本的にどなたでも請求できて、そして開示した情報はどなたでも見られるというのが情報公開の基本です。請求者名は個人情報。
- 関根会長** 小沢委員のほうから何か御意見とかは出していただけますか。
- 小沢委員** 御懸念されているのがどういう点なのかなというのが。どういう点を御懸念されての先ほどの御質問なのかなという。
- 稲葉委員** 非常にそういう反社会的な組織がいろいろ問題を起こすのが、やっぱり情報を持って問題を起こすことが多いと了解していますから、そういうところからの請求をどう受け付けておられるのかというのは非常に疑問というか心配をしているんですけれども。オープンで何人にも公平に請求、まあ請求はできるんですけれども、その辺のチェックというかセレクションというか。
- 小沢委員** 悪用される……
- 稲葉委員** 請求者が反社会的な団体だと、そういうことがわかった場合にどう対応するのかというのは、窓口として今どうされているのかとか。
- 小沢委員** 現状は、先ほどお答えになったとおりですし、それから悪用される

可能性のある情報については、むしろ誰に対しても出さないということで、5条で非公開にできる事由が規定されているわけですので、そういう面でガードしているという条例になっていると思います。

○**関根会長** よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかは特に大丈夫ですか。

そうしましたら、ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

3番目の平成28年度情報公開制度の運用状況についてを議題とします。

事務局のほうより御報告お願いいたします。こちらです。

○**矢島情報政策課担当課長** それでは、事前にお配りしました情報公開制度の運用状況と、あと今日お配りしました会議の公開状況等調べという表をごらんください。

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの運用状況について御説明させていただきます。

こちらは、条例第21条の規定により公表されております。昨年度の第2回審議会において平成28年度の上半期分、9月末までの状況はお話をさせていただきましたが、新任の委員さんもいらっしゃいますので、10月1日以降のものを中心に全体を御説明させていただきたいと思います。

まず、1の公開請求と決定件数ですが、一番下の合計欄をごらんください。

①の全部公開が55件です。それから、②の一部公開が23件、③の非公開は空欄になっておりますが、ゼロ件、④の却下はゼロ件、それから⑤の不存在が13件、うち会議録というようなもので、その時点は不存在が1件、それ以外の不存在は12件となっております。それから、⑥の存否応答拒否が1件、⑦の検討中はゼロ件、⑧の取り下げが2件、⑨の延長が8件となっております。請求件数の合計は⑩ですね、87件ですけれども、①から⑧の取り下げまでを合計しますと94件になります。これは、1件の請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、請求件数の合計と決定件数の合計が一致しないものです。後ほど各事案で御説明をさせていただきます。

それから、⑪のインターネット請求につきましては内数になりますが、20件でした。また、⑫の口頭請求が24件ありますけれども、こちらは一度公開請求がありまして、公開決定をした情報につきましては既に公開決定済みであるた

め、同じ内容の請求につきましては口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるということです。こちらは、条例第9条に規定されております。

この口頭請求の内訳につきましては、21ページから23ページに内容が記載されております。後ほど簡単に御説明させていただきます。ちなみに、昨年度、平成28年度の請求件数の合計は68件、うちインターネット請求が6件、口頭請求は34件でしたので、口頭請求を含めました請求件数の計、⑬は、平成28年度は111件と平成27年度の102件に比べまして9件上回りました。

それから、2に移りまして、2の公開請求の所管別内訳につきましては、秘書広報課がゼロ件、経営企画部が6件、総務部が10件、次のページ、2ページに移りまして市民協働部が14件、福祉部が15件、環境都市部が28件、会計課が2件、消防が2件、議会が5件、教育委員会が5件、選挙管理委員会がゼロ件、監査委員がゼロ件となっております。うち環境都市部の都市整備課が10件と2桁の請求件数となっております。

それぞれの内容につきましては、3ページから18ページに記載されております。後ほどこちらのほうも御説明をさせていただきます。

それから、3番目の行政不服審査法に基づく審査請求はありませんでした。

それから、4の条例に基づく不服の申出等につきましてもありませんでした。

それから、5の同一人による請求件数ということで、こちら下から読ませていただきますけれども、10件請求した人が1人、9件請求した人が1人、5件請求した人が1人、4件請求した人が2人、3件請求した人が9人、それから2件請求した人が6人、1件請求した人が16人で、実請求者数は36人です。

6のインターネット請求者の割合は、実請求者36人に対しまして8人ということで、22%となっております。

それでは、3ページ以降になりますけれども、公開請求の内容、諾否決定内容等につきまして、10月1日以降のものにつきまして、決定内容が全部公開となったものを除きまして御説明させていただきたいと思っております。

3ページの企画課、ナンバー52は、市民協働提案事業（H24地域魅力）についての①から④の請求ですが、うち②と④は全部公開、①と③は不存在的の決定となっております。不存在的の理由としましては、①の対象となる事業は事業査

定での報告とし、進行管理の対象事業としていないため、進行管理表は不存在ということで、③の事業査定につきましては議事録を作成していないため不存在となっております。

次に、5ページに移りまして、課税課54番は、インターネットによる請求ですけれども、こちらにつきましては電話で連絡をとった結果、取り下げをされています。こちらにつきましては、別な情報、情報誌に掲載されています、そちらでわかったとのことです。

それから、生活安全課、ナンバー41の請求は、請求件名が細かいため読み上げは省略させていただきますが、こちらはファクスでの請求でした。こちらは不存在の決定です。不存在の理由は該当する文書が存在しないためとなっております。

それから次に、7ページに飛びますが、ちょっとこれ線が抜けている部分がございます、すみません。市民協働課の83番は全部公開と不存在の決定に分かれております。不存在の理由としましては、会議の開催はされておらず、議事録を作成していないためです。

それから次に、同じページの文化スポーツ課、ナンバー60は不存在の決定となっております。不存在理由としましては、平成22年度から24年度までは文書保存期間経過のため廃棄、平成25年度から27年度は後援依頼申請がないためとされています。こちらの、平成22年度から24年度の理由につきましては、後援依頼があったけれども、文書保存期間経過のため廃棄ともとれるのではと、後日、審査委員のほうから御指摘も受けておりました、「文書保存期間経過のため廃棄され、後援依頼申請についての有無は確認ができない」といった表現にしたほうが適切ではなかったかと考えております。今後、このような事案がありましたら、こちら事務担当としても注意を払っていきたいと考えております。

同じく、文化スポーツ課の84番につきましては、延長決定がなされまして、一部公開決定と不存在決定に分かれました。①と②のうちの第9・10回分につきましては一部公開ということで、個人情報、個人の氏名が非公開となっております。それから、②のうち第7・8回分につきましては、第7・8回分の主催者であった平成26年3月末に解散の逗子市文化芸術事業協会から市が引き継いだ文書の中に存在しないためという理由となっております。

それから、8ページになります。

8ページの経済観光課、45番は全部公開と不存在決定に分かれました。不
存在理由としては、議事録は作成していないためとされています。

それから、同じページの国保健康課、ナンバー55は一部公開決定で、個人情
報が非公開となっております。

それから、同じく国保健康課、ナンバー57はインターネット請求で、一部公
開と不存在決定に分かれました。(1)のうちの第1回の議事録及び(2)に
つきましては一部公開決定で、個人情報が非公開となっております。(1)の
うち第2回から第5回の議事録につきましては、不存在決定ですが、請求時点
において作成中だったためです。

こちらにつきましては、10ページの国保健康課、ナンバー82になりますけれ
ども、3月に改めて請求をいただきまして、全部公開決定がなされております。

それから、9ページに戻りまして、国保健康課、ナンバー74は不存在決定と
なっております。不存在の理由は、当該データについて市が収受した事実がな
いためとされております。

それから、同じく国保健康課、ナンバー75につきましても不存在決定となっ
ております。不存在の理由は、当内容については医療法人社団葵会に伝えた事
実はなく、関係する書類を作成していないためとされています。

同じく国保健康課、ナンバー78につきましては、全部公開と不存在決定がな
されました。(1)が全部公開で(2)から(4)が不存在決定となっており
ます。不存在の理由は、(2)から(4)については打ち合わせを実施した事
実がないためです。

それから、同じく国保健康課、ナンバー79の請求につきましては一部公開決
定で、個人情報が非公開となっております。

10ページに移りまして、子育て支援課、ナンバー80につきましては一部公開
決定で、個人情報が非公開となっております。こちらは、先ほどの国保健康課、
ナンバー79と同じ請求内容となっております。

次に、14ページに飛びますけれども、都市整備課、ナンバー35、こちらもち
よっと罫線が消えておりまして、ナンバー35の請求につきましては郵送ですけ
れども、延長決定がなされ、その後、一部公開の決定となっております。個人

情報が非公開となっております。

それから、同じく都市整備課、ナンバー42の請求につきましては一部公開決定で、個人情報非公開となっております。

次に、16ページに移りますけれども、消防総務課、ナンバー46の請求につきましてはインターネット請求で、延長決定がなされたのですが、その後、取り下げをされております。こちら、該当する文書が大量のため、どの情報を必要とされているのか担当所管が連絡をとった際にいろいろ御説明をした結果、取り下げとなったものです。

それから、17ページになりますけれども、議会事務局、ナンバー53の請求につきましてはインターネット請求ですが、こちらは存否応答拒否の決定がなされています。理由は、条例第8条の規定、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものを公開することになるためです。内容を見ていただきますとわかると思いますけれども、住所、氏名が示されており、特定個人が提出した要望書の情報公開請求となっております。平成28年度の存否応答拒否の決定はこの1件です。

それから、18ページになりますけれども、社会教育課、ナンバー61の請求につきましては不存在の決定がされております。こちらにつきましては、7ページ、文化スポーツ課、ナンバー60と同じ請求内容で、不存在理由として後援依頼申請がないためと文書保存期間経過のため廃棄の理由の2つに分かれており、やはり先ほどと同じく後援依頼があったけれども、文書保存期間経過のため廃棄ともとれる理由となっておりますので、こちらの理由についてはもう少し事務担当のほうでも気をつけていきたいと思っております。

それから、社会教育課、ナンバー81の請求につきましては一部公開の決定で個人情報非公開となっております。こちらは、国保健康課、79と同じ請求で、所管が2つに分かれております。

以上で、平成28年度の10月1日以降の情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除き御説明させていただきました。

続きまして、19ページは、平成28年度情報公開運営審議会の開催状況ということで、昨年度の本審議会の開催状況と議題が載っております。

それから、20ページは、情報提供の内訳となります。

こちらは、1階の情報公開係、市政情報広場で対応したもののみの件数です。6件で、内容は記載のとおりとなっております。

それから、21ページから23ページは、2ページで御説明しました口頭請求24件の内訳となっております。

先ほど御報告させていただきましたとおり、こちらは条例第9条の規定に基づくもので、一度公開請求があつて公開決定をした情報については既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭請求ということで処理をして、その場で情報を求められるというものです。今年度は、神武寺トンネル工事と病院誘致関連の情報について多くの請求がありました。

それから、24ページから26ページは、平成28年度の会議の事前公表の内訳になりますけれども、きょう配付させていただきました資料、こちらのA4の横の表をごらんください。

この調べのうちのホームページの事前公表の回数の内訳が、事前に皆様方に配付させていただいた24ページから26ページとなっております。

それでは、本日お配りしました資料に基づき御説明をさせていただきます。

こちらは、情報公開係から各課に年度末に照会をかけまして、平成28年度の会議の公開状況等を取りまとめたものです。会議の公開率、ホームページの事前公表率が色つきで示されております。情報公開条例第20条で会議の公開が規定されておりまして、運用で会議の事前公表に努めるものとされております。

会議の事前公表につきましては、ハンドブックの148ページの3、運用の(3)に書かれております。

重要な施策に関する事項につきましては、会議が開かれる予定であっても、その開催につきまして当日のホームページの掲載では、市民等が傍聴希望であっても傍聴ができないなど、適宜適切な方法で情報が提供されていないと、市民の知る権利や市政への参加の機会を失うことにもつながります。

会議の事前公表等につきましては、過去にも各課に通知をしまして徹底を図ってきたところですが、情報公開係では毎週金曜日に3週間後までの開催予定の会議につきまして、ホームページの該当ページの更新やホームページのイベントカレンダーへのリンクづけに漏れがないか確認するよう、内部の情報システムによりまして注意喚起の通知を行い、電話にて会議の予約状況とイベント

カレンダーのチェックを行ってきましたけれども、平成27年末までは当日電話確認を行いまして、当日のホームページ掲載も事前公表としてカウントしてきたんですけれども、平成28年1月からちょっと厳しくしまして、会議の1週間前に確認することとしました。1週間前までにホームページにアップされていない場合には、事前公表回数にカウントしないこととしましたので、平成28年度に開催されました会議のホームページの事前公表率につきましては、こちらに、従前より厳しいカウントとなっております。

通知等によりまして職員の意識も大分変わってきているとは思いますが、やはりこれ見ていただくとわかりますけれども、ホームページの事前公表率におきまして、全てが100%となっていないので、引き続き当課におきましても周知、確認等をしていきたいと思っております。

それから、事前に配付しました資料に戻りまして、少し駆け足ですみません、27ページをお開きください。

こちら平成28年度中の市政情報広場の利用状況等になります。

市政情報広場は、市民への情報の総合窓口として設置されましたけれども、途中から庁舎案内も兼ねることとなりまして、総合案内として対応しております。4の総合案内につきましては、次の28ページに内訳がありますけれども、かなりの件数となっております。8,125件となっております。

一番下のその他が一番多いんですけれども、市政情報広場のコピー機の使い方案内やパスポート申請の案内だけでなく、例えば市内の本屋さんや靴屋さんとか合い鍵屋さんなどの案内とか、葉山町にいらした方の宿泊先探しの相談とか、また高齢者の方の中には書類をたくさんお持ちになって、これ重要か重要でないか見ていただきたいというような、ちょっと多種多様な御相談、質問も寄せられております。余談となりましたが、このようなさまざまな相談、質問に主に情報公関係の非常勤職員が対応しております。

それから、29ページは、有償刊行物の頒布状況になります。こちら情報公関係のほうで対応しているものです。平成28年度は高額な逗子市史をお求めになる方が複数ありまして、例年に比べ収入が多くなりました。

運用状況につきましては、雑駁ではありますが、以上でございます。

○関根会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御質疑、御意見等ありましたら。何でも構いませんので。

鈴木委員、どうぞ。

- 鈴木委員 ちょっと教えていただきたい。1ページ目の却下ってありますよね。却下というのはハンドブックに通知書もないようなんですけれども、どういう場合が却下なんですか。応答拒否とかが該当するのかなと思ったらどうも違うみたいなんで、ゼロ件ですけれども。
- 矢島情報政策課担当課長 却下につきましては、107ページにちょっと参考様式が載っていきまして、様式で定められていないんですね。却下につきましては、104ページのハンドブックのところに書いておきまして、6行目ですね、不適法な請求に対しては公開または非公開の決定を行うことができない。そのような請求があった場合は、実施機関は請求書を受領した上で、不適法と認める理由が請求書の記載上の軽微な不備にある場合を除き、情報公開請求却下通知書（参考様式）により理由を付して当該情報公開請求を却下するものとするということで、却下による事例等につきましては、3、運用の（4）を参照することということで、私たちは、ちょっとまだ実は2人が異動してきてからは経験がないんですけれども、ちょっとさかのぼって事例があるかどうか確認してみます。
- 鈴木委員 存否応答拒否と何が違うのかなと思ったものですから、教えていただければと思います。
- 矢島情報政策課担当課長 却下の事例は一度もないですね。
- 鈴木委員 いや、定義を教えてください。却下と存否応答拒否というのは何が違うのかなと思いましたので。
- 矢島情報政策課担当課長 存否応答拒否は、先ほど申しましたように、例えばあるかないかを答えることによって、その方が相談に来てしまっているとかがというようなことですので。このような請求ではないけれども、あるかないかを答えられないということです。ですので、却下の場合とはもう。
- 鈴木委員 不当な請求ということですか。
- 矢島情報政策課担当課長 ですね。
- 内田情報政策課係長 もともと請求が。

○神田副会長 これは、一応106ページにちょっと出ていますよね。明らかな誤字脱字、郵便番号の不記載など公開請求にかかわる情報の特定や請求者の特定に支障のないと。

○内田情報政策課係長 実際には、窓口のやりとりの中で確定しているから問題ないんですけれども。

○鈴木委員 わかりました。そういうことですね。

○内田情報政策課係長 どうしてもこの不備のまま請求したいという人がいたりすると、こういうこともあるよと。

○鈴木委員 そういうことまで決めておくんですね。

もうちょっと教えてほしいんですが、不存在というのはわかったんですけれども、もう一つ、情報は現に保存または保管しているものと書いてありますね。保存と保管は何が違うんですか。

○矢島情報政策課担当課長 すみません、すぐ答えられないですが。

○鈴木委員 ちょっと言葉尻を捉えて申しわけないんですけれども。

○矢島情報政策課担当課長 当初つくったときに使い分けをしていたのかもしれない。それはちょっとまた次回のときまでにお調べしておきたいと思っておりますけれども、手元にある文書と、あと実は文書を書庫に引き継いで保管しているようなこともありますので、そこら辺のことなのか、そうではなくてなのか、ちょっと当時の検討について調べられたら調べておきます。

○鈴木委員 わかりました、結構です。お願いします。

○矢島情報政策課担当課長 当初よりこの文言なのかどうかとか、そのあたりも調べておきます。すみません。

○関根会長 ほかに何かありますでしょうか。

島田委員のほうから何かありますか。

○島田委員 じゃ、ちょっと教えていただきたいんですけれども、請求内容のところですね。これの4ページの管財課の3番、電話回線の開設申請時にと。これが不存在ということになっていますが、後ほどもう一つ同じもので15ページ。15ページで会計課で全部公開となっていますよね。これは両者の関係はどういうふうに理解したらいいんですか。4ページの管財課の3番と15ページの会計課の一番下の4番、公開請求の内容は同じで不存在と全部公開と2件にわたっ

て記載されてあるんですけれども。

○矢島情報政策課担当課長 同じ件名になってしまっているんですけれども、実はこの最初の「、」までのところですね。電話回線の経緯がわかる資料。設置までは管財課がするんですけれども、支払いにつきましては予算は管財課が持っているんですが、請求が来まして支出命令書をつくりますと、そちらもあわせて全て会計課に書類が行くんですね。ですので、この電話番号の費用、幾ら払ったかがわかる書類につきましては、全て会計課に行ってしまったので、ちょっとこれ、分けたほうがよかったのかもしれないんですけれども、ネットで請求が来ていましたので、同じ請求内容でお受けしてしまった経緯がありまして、ちょっとわかりづらかったかと思います。

ですので、管財課がもとなんですが、支払いに関するものは全て会計課に行っていますので、会計課からは会計課が持っている書類は全部公開という形でお出しできたんですけれども、管財課は支払いに関しては全部会計課に書類が行ってしまっていますので、会計課に出した書類以外はないということで、あとの経緯、開設申請した際の書類というのは不存在ということとなっています。

○島田委員 その場合、請求者についての答えの出し方はどういうふうになるんですか。同じ案件ですよ。請求者にどういうふうに答えるのか。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね、2つ決定通知が行くんですけれども、管財課としては不存在決定通知が行って、会計課からは全部公開の決定が行っております。実はこのネット請求で来る方が、事前に課名とかそういうのを御確認いただけると、こちらのほうも整理がしやすい部分があるんですけれども、1つのもので、すごい課が分かれる場合があるんですね。

そうすると、同じ請求内容のところで、1番と2番はその課が該当するけれども、4番は別ということなど、この請求はもうずらりと記載されてしまっていたので、ここをちょっと整理をしないまま、うちでも事務を進めていったので、このまま見ると管財課が全てが不存在だったように見えるとは思いますが、実はこの2つに分かれるんですね。上の部分が管財課で下の支払いに関する部分が会計課という形になってしまっているの、整理をして、担当課で分かれるんですけれどもと御連絡して、請求内容を分ければよかったかなと思います。そのほうが決定としてはわかりやすかったのかなと思っております。

す。

○**関根会長** ほかに何かありますでしょうか。

どうぞ、島田委員。

○**島田委員** こういう公開請求内容についてのちょっと確認的なことですが、実際は受理した方の、行政側では、これは何のために、請求の目的は何かということは書かれてありませんから、あくまでもこの内容に基づいて規則にのっとって回答をつくると、こういうことなんでしょうか。それとも、背景を、目的を、目的がわかったほうがもっとやりやすいと思うんですが、目的のわからないのが多いと思いますが、あくまでこれは規則、ルールにのっかってやると、こういうことなんでしょうか。

○**矢島情報政策課担当課長** そうですね。窓口に来たときに目的を聞くということはないんですけれども、文書を特定していく中で、御本人がおっしゃる部分では聞きます。ただ、何のために来たんですかというようなことだと請求を狭めることになりますので、そういうことはないんですけれども。文書を特定していく中で、大体窓口に行らっしゃれば、そのあたりは御本人とのお話の中で、こういうことで行らっしゃって、この方はこういうことをお求めになっているというのがわかりやすいんですが、やはりこういうネットなどで来ると、ちょっとなかなかすぐには。今回もネット請求で来たものが取り下げ2件という形になっておりますので、実際にはお話ししていく中で御納得してしまうという方も中にはいらっしゃるというようなこともある。

○**島田委員** はい。

○**関根会長** ほかに何かありますでしょうか。大丈夫ですかね。

ほかにないようですので、次の課題に移りたいと思います。

その他を議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

○**矢島情報政策課担当課長** 4点ほどございます。続けて御説明させていただきます。

1点目は、先ほど冒頭にもありましたけれども、4月の機構改革に係る情報公開条例審査委員規則等の改正について、改めて御報告させていただきます。

規則、要綱につきましては、総務課でまとめて改正をしております。「情報

公開課」、「情報公開課長」と表記されている箇所の改正につきましては、「情報公開課」は「情報政策課」と改正しましたが、「情報公開課長」につきましては、先ほど総務課のほうで改正した部分につきましては「情報公開制度を所管する課長」に改正となりました。

解釈運用基準につきまして、こちらのハンドブックに書いてある解釈運用基準につきましては、そのほかで改正がありましたので、総務課ではなくて、3月中に私どものほうで改正の手続をいたしましたけれども、「情報公開課長」を「情報政策課長」と改正した点がありましたので、「情報政策課担当課長」に改めたいと考えております。解釈運用基準につきましては、「情報政策課」と表記されている箇所が多くありますので、「情報公開制度を所管する課長」ではなくて「情報政策課担当課長」の表記のほうが理解しやすいと考えております。

また、インターネットによる公開請求及び情報公開に関する事務取扱要領と情報公開請求から公開の流れのフロー図につきましては、同じく「情報公開課長」を「情報政策課担当課長」に既に改正済みです。

以上が機構改革に係る改正の報告となります。

まだ改正後のハンドブックになっておりませんので、大変見づらくて申しわけないんですけれども、頑張っておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

それから、続けて申しわけありません。2点目につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、インターネットによる情報公開請求につきましては、3月から公開の方法を変更する旨のお話を前回させていただきましたけれども、そちらの現在の状況について御報告させていただきます。

こちらにつきましては、新しい委員さんもいらっしゃいますので、改めて御説明させていただきますが、インターネットによる情報公開請求につきましては、逗子市インターネットによる公開請求及び情報公開に関する事務取扱要領により導入していますが、そちらの要領を改正しまして、平成29年3月1日以降になされた請求から適用しております。ハンドブックの161ページ、162ページになりますけれども、そちらは改正前の条文となっております。

インターネットによる公開請求の対象となる情報の公開は、要領の第6条に

規定されていますが、条例第12条の手續によるものとされ、この場合において公開の対象となる情報を逗子市のホームページに掲載すること、及びそのURLを示した通知を行うことにより写しの交付をすることができるとされています。

第7条第1項に規定されていますように、10MBを超える情報につきましては、容量の制限によりホームページ掲載ができなかったため、別にURLを設けまして、FTPの仕組みによりまして対応してきましてけれども、県内のインターネット環境を統一するに当たりまして、FTPの4月以降の使用について、セキュリティーの関係で難しくなるとのことから見直す必要が生じまして、改めてホームページのほうを検証しましたところ、ホームページに容量の大きなものを載せても影響は出ないとのことで、この10MBの制限について規定していた第7条第1項を削除しまして、第2項を第1項と改正した経緯があります。

平成29年3月1日以降になされた請求から適用となりましたけれども、請求者のネットの環境や機種等により不都合が生じるのか不安な部分もありましたけれども、現状ではトラブル等はなくスムーズに対応できておりますので、御報告させていただきます。

それから、急ぎ足ですみません。

3点目につきましては、(仮称)逗子市自治基本条例の検討についてですけれども、こちらにつきましては、市民が主役のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めるものとして、平成30年度の制定を目指しまして逗子市では昨年度から検討を進めてきました。条例の検討に関連しまして、情報公開制度の視点、個人情報保護の視点での検討もあるということで、検討会には課長が、ワークショップ、現在は資料にありますように「逗子の未来協議会」と名づけられておりますけれども、そちらには係長が参加しております。

ワークショップで話し合われたこと、検討会で検討されたことを当審議会にて御審議いただくこともあるとのことで、昨年第1回の審議会の際に担当する経営企画部の次長からもお話をさせていただきましたけれども、審議会の平成29年度の当初予算の審議におきまして、この事業の予算が減額修正という結果になりました。ですので、現在、一旦ストップがかかっておりますけれども、

議会からの指摘を受けとめ、引き続き検討を続け、よりよいものとしていけるよう準備をしているということです。また状況が変わりましたら御報告させていただきます。

3点目は以上でございます。

それから、4点目は、冒頭でもお話しさせていただきました情報公開課は情報政策課情報公開係になりましたけれども、引き続き情報公開、個人情報保護に関する事務を行っております。平成29年5月30日に個人情報保護法が改正されたのは御存じだと思いますけれども、こちらの個人情報保護法の改正に伴いまして、逗子市においても個人情報保護条例の改正についてこれから検討を進めていく段階です。検討が進む中では、情報公開条例の改正の可能性も考えられますけれども、まだ具体的に検討が進んでいない状況ですので、先のこととはなりませんけれども、御審議いただくことになるかもしれませんので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

御報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○**関根会長** ありがとうございます。

ただいま事務局から機構改革にかかわる報告がありました。情報公開課と情報政策課が一緒になったというところですかね。それから、インターネット請求に係る公開方法の変更と現状、それから3番目が、仮の名前ですけれども、自治基本条例の検討、最後に、個人情報保護条例改正と情報公開条例などの影響について説明がありましたが、何かこの4点に関して御意見とか質疑とかありますでしょうか。

ちなみに、去年2月に開かれた情報公開運営審議会の中で、この機構改革に係るところで情報政策とそれから情報公開って、情報という名前はついているけれども、やっていることって違うよねと、この2つを合併させてしまうのは少し乱暴ではないかという意見も出ていたかと思ひますけれども、それに関して市のしかるべきポジションと話し合い等はされたのでしょうか。

○**梅津総務部次長** 機構改革に関しましては、市の中で次長クラスの職員を集めまして、そちらのほうで会議を都合11回開かせていただきまして、そもそも機構改革に当たっては、この行政のサービスを提供する中で、例えば事務の効率化ですとか、それから当然職員の給与ですね、そういったことをコスト削減し

ていくという中で組織のスリム化ということでいろいろ検討を重ねた結果、この1つには情報政策と情報公開を一緒にして、組織としてはスリムにして、できるだけその事務を効率化する機会をふやすという形で1つにさせていただいたという経緯がございます。

○**関根会長** でも、市民からすれば税金をうまく使ってもらえるというのは非常にうれしいところですけども、先ほどからお話ししているように、この情報公開という部分に関しては、やはり市民の権利というところなわけです。その中でもかなり高位なところに位置していると思います。それが税金をうまく使うということが理由で、この情報公開課というのと情報政策課というのを一緒にするというのはちょっと疑問があります。

もっと市のほうが情報公開というものを大切にしているのであれば、ここは独立させるべきだというふうに、ここのメンバーは思ったわけですが。

それでも一緒にしたとなると、どんどん今度は退化が始まっていくと思います。組織がどんどん小さくなっていく、もう将来的には消滅するという方向性になると思うので、ここに関してはもう一度、別に今年度というわけではないですけども、何らかの方法で考え直すべきではないのかなというふうに私は思っていますが、いかがでしょうか。

稲葉委員、どうぞ。

○**稲葉委員** 私は、むしろ組織のスリム化であって、いろいろな問い合わせたい人が窓口が1つのほうがわかりやすいと思います。ですから、私はその2つが1つになったほうがかえっていいんじゃないかと思いました。

○**島田委員** ただ、この前議論になったのは、業務の内容が情報という名前がついているけれども、情報公開課と情報政策課という名前がついているけれども、やっている内容は異質な内容である。1つは、個人情報保護審議会と情報公開なんですよ。もう一つが社内のコンピューター処理なんですよ。コンピューター処理というのは、多部門から要請される業務を外部の業者に委託し、外部業者が管理する、こういう異質なものを情報という名前がついているだけで一緒にするのはおかしいんじゃないか、改革にはなりませんよと。はっきり言うと改革にはなりませんよという、そういう議論が出たわけです。

ですから、具体的にはスリムになったというのはどの辺ですか。

○梅津総務部次長 課を減らすですとか、それから係を統合していくというのは、当然所管が減っていくわけですので、確かにおっしゃるとおりに情報公開というのと情報政策というのは中身は違う部分もございますけれども、例えば情報セキュリティという関係でいいますと、その情報公開と個人情報の保護という、要するにプライバシーと公開していく、要するに情報政策のほうでもコンピューターシステムを使って、先ほどちょっと課長のほうからお話があったように、オープンデータみたいにどんどん広く公開していくという側面もありますし、片や情報セキュリティで守っていくということも、当然ポリシーを決めているのは情報政策になりますので。

要するに、その個人情報をいかに保護していくか。これは、例えば番号制度で特定個人情報をどんな形でセキュアに守っていくか。当然、コンピューターシステムもそうですし、窓口業務もそれを守っていかなきゃいけないと。その反面、じゃ公開請求が来た場合に、それが例えばインターネットで来るですとか、それからコンピューターシステムを使ってどれだけの情報がそこにあつて、それを公開していいかどうかというのを判断していくと。ですから、全く違うとおっしゃっているところもありますし、業務的、事務的には同じことをやっているところもありますので、行政としては組織をスリム化して行って、今お話しした情報公開の部分と個人情報を守っていくというところは一緒のところで見ましょうというふうな判断でございます。

○島田委員 ということ、結局は成果としては2つの課が1つの課ということになったと、こういうことで理解していいんですか。

○梅津総務部次長 係が課の中に2つ入ったというような形です。

○島田委員 係がね。

○梅津総務部次長 はい。ですから、正確に言えば情報公関係と情報政策係というような形で、どちらかの課が筆頭課というだけですので、それが情報政策課の情報公関係というような形になりました。ですから、情報公開ですとか個人情報保護を今までどおり低い形で見るということではなくて、行政としてはできるだけスリム化して行って事務の効率化を図っていくという中で、そういった係を2つにしたというのが今回の機構改革でございます。

○島田委員 成果を期待しています。

○**神田副会長** その情報公開課という名称がなくなってしまって、結局その情報政策課という下に情報公関係という係がついたわけですがけれども、なので、ぱっと見ると情報政策課というところが目につくわけなんですけれども、それによって市民の方がここに来てちょっとわかりにくくなったとか、あとは情報公開請求をするに当たって、あらっ、これどこですかとか、何かそういう問い合わせとかがわかりにくくなったとか、そういった御意見というのは4月以降は特にはないんでしょうか。

○**矢島情報政策課担当課長** 長くあそこにおりますので、皆さん課名が変わったと思っていらっしゃる方は恐らくいないです。ただ、電話もなるべく「情報公関係です」という形で出ております。誤解を受けるといけないので。実は、もとの情報公開課職員がそのまま変わらずにおりまして、私も課長名が変わっただけでやっている仕事は一切変わらなくて。もう一人、情報政策課長がいます。

ただ、次長が代わって、そちらの情報処理の関係の次長なので、くっついたことで次長に統一した部分で見てもらえるという点はよさだと思いますし、今後どういうふうになるかというのは、またちょっと総合案内も兼ねていますので。今の場所、1階にはおりますので、場所が変わってしまうと皆さんが公開請求しにくくなるのかとかそういう話にも。今は情報政策係と場所が分かれています。

場所も今までどおりですし、やっていることも同じということで、市民の方はそんなに不自由にはなっていないかもしれないですがけれども、ちょっと課の中では分かれてしまっているところでは、少し調整をとるのに時間がかかるなど、庶務的なことのほうで。仕事はそれぞれやりながら、お互いで困ったところを次長を交えて御相談させていただくというような形になっておりますので、これからまた様子を見ていただく中で、また御報告とか御意見などいただくような機会があればと思います。

○**関根会長** そうすると、その情報政策課の中に係が2つあり、情報政策の課長がいますよね。それから、矢島担当課長もいますよね。そうすると、ラインとしては情報公関係のほうは、矢島担当課長の上に情報政策課長でさらに梅津次長というふうに決裁がおりののか、それとも矢島担当課長の次の決裁者は梅津次長になる。どっちなんですか。

○梅津総務部次長 矢島担当課長のほうから私のほうに決裁のルートが回りまして、私のほうから、先ほどおりました総務部長の福井のほうにというような形の流れになります。ですから、情報政策課長のほうに矢島が決裁を仰ぐというようなことは今の時点では考えておりません。

○関根会長 栄田さん、何かございますか。

○栄田委員 やはりオンラインの時代になってきてしまうので、ここはもういたし方がない機構改革なのかなとは思いますが。次長の肩が重くなるだけなのかなと思いますけれども。事務分野とオンラインのほうと、全てを次長がしっかり見ていかなければここはだめになるのかなとは思いますが。

○梅津総務部次長 頑張ります。

○栄田委員 あと多分、両方の課長はそのままの仕事をやっているということですね。

○矢島情報政策課担当課長 変わらないですけれども、課としてやっぱり個人情報、例えば番号法の関係でも今回ちょっと条例改正の関係が両方ともあったんですけれども、お互いに連携とりながらという形でやっておりますので。

○栄田委員 その連携が一番大事だと思うので、一般市民の方はやっぱり変わったことはわかっていないと思うんですよ。内部の方は十分承知していると思うんですけれども、あと逗子市には老人が多いので、システム、システムばかり力を入れてもこれだめだと思うんですよ。やっぱり人間対人間でやっていかなければ、その先ほどの大事なものとお話がありましたけれども、私も86の母をちょっと、独居なんですけれども、たまに見に行っていますけれども、やっぱりわからないですよ。それをシステムとか、あとこの会議のことをオンラインに載せていると言われてもパソコンはいじれないし。

○矢島情報政策課担当課長 結構いらっしゃいます。やはりホームページに載っているからということでもごらんになれない方とか、あとスマホを持ってそのまま市政情報広場にいらっしゃる方も結構。わかりづらいのしょうけれども。対人も大切なので。

○栄田委員 人も大事、どっちも大事なので、そういう意味では本当に次長は大変ですね。

○神田委員 だと思います。

○島田委員 有能な方ですから。

○小沢委員 今回の栄田さんの発言に関連してなんですけれども、機構改革とは関係ないですが、情報公開の制度が市民の方にとって使いやすいかどうか。やっぱり1つは、請求の手续に行ったときに、どういう情報がどこにあるかわからないので、そこで情報公開課の方とあと実際の担当課の方がちゃんと対応してくれていろいろ丁寧に説明してくれると。だから、手間暇かけてくれるというのが欲しい情報にたどり着くときに非常に必要なんですね。

逗子の場合はそういうふうに対応してくださるんですけれども、どこの自治体かもそうやってくれるかというところでもなくて、ほかのところに行くと、もう情報公開課の方は立ち会ってもくれずお任せみたいところもあるし、あとは書類だけ渡されて、もう自分で調べて書きなさいみたいところもあるしというところで、それだけ逗子がきめ細やかにやったださっているというのがいいところだと思うので、この機構改革でだんだん人員削減で狭まっていくということにならないといいなというふうに思っています。

○栄田委員 狭まっていくことはないとは思っているんですけれども……

○小沢委員 全体の市の中で何か重視されなくなるのではないかという心配があるんですけれども。

○栄田委員 上席の方の責務が重くなるのかなと思います。その責任というのはすごく重くなる、どんどんなっていくんだろうなと思います。やっぱり逗子というのは高齢の方と若い方が本当にまざっているまちなので、やっぱりスマホを持っている世代と全く活字だけで生きている世代とがいるので、情報公開、このシステム自体を知らない方が本当に多いので、それを広げていくのがまず大事なのかなと思うんですけれども。

○小沢委員 それはどんなことがいいんでしょうね。

○栄田委員 それは本当に私も、やっぱり子供の友達の親同士に広げたりとかはしているんですけれども、それって何といまだに言われますので。だから、よく御存じですよ、逗子に引っ越しされて。すごいなと思って。

○関根会長 やっぱり今、栄田さんからもお話がありましたが、逗子市の情報で必要なもの、特にこれだけは絶対知っておいてもらったほうがいいとかという情報については、小さい市ですから行き届くべきだと思います。そういった意

味では、この情報公開というものと、それからホームページとか「広報ずし」ですとか、あとそのほかイベントとかいろいろあり、方法に関しても今後議論していく必要があるのかなとは思いますが。

確かに今、栄田さんおっしゃったように、まず情報公開制度を知ってもらうということが重要で、これを知ってもらわなければ、どんどん申請件数というのも多分減ってきてはいると思うんですね。減ってきていないですか。

○内田情報政策課係長 申請件数は、年にもよりますけれども、以前に比べたら減少傾向にあります。

○関根会長 そうですよ。なので、新しい人もかなり入ってきていますし、そういった意味でも、もう一度この情報公開というものを市民のほうにわからせる何かいい方法というのを、この委員会が適当なのかどうかちょっとわかりませんが、その辺も検討いただけたらなと思います。

○鈴木委員 「広報ずし」みたいな情報発信系は、どの部署がやられているんですか、市の中では。

○梅津総務部次長 冒頭で私のほうで説明させていただきましたように、昨年まで、これも機構改革のあれなんですけれども、秘書広報課が企画の中に入りまして広聴広報係と、経営企画部の……

○鈴木委員 経営企画部の中にあった。

○梅津総務部次長 はい。私のほうが情報発信の担当を経営企画部の中で参事としては担当させていただいておりましたので、ですので、広報広聴のほうと、例えば「広報ずし」ですとかホームページの情報発信の仕方というのは議論させていただいております。

○鈴木委員 情報発信というのは随分変わりました。

○梅津総務部次長 はい。

○鈴木委員 わかりました。

○矢島情報政策課担当課長 ここでまたいただいた意見というのを踏まえてということで、今後。

○関根会長 そうですね。いずれにしても、情報公開というものを衰退させないためにも、課が1つになったので、これはもうこれで仕方ないと思いますが、情報公開運営審議会としては適切にこの情報公開制度というものが進むという

ことをずっと見守っていくことになります。

時間来ましたので、あと、ほかに何かございませんか。

ないようですので、これから先の予定などについて事務局のほうから何かございますでしょうか。

(次回日程調整について)

○関根会長 以上で、本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時30分閉会